

## 公立大学法人島根県立大学定款の概要

## 1 目的

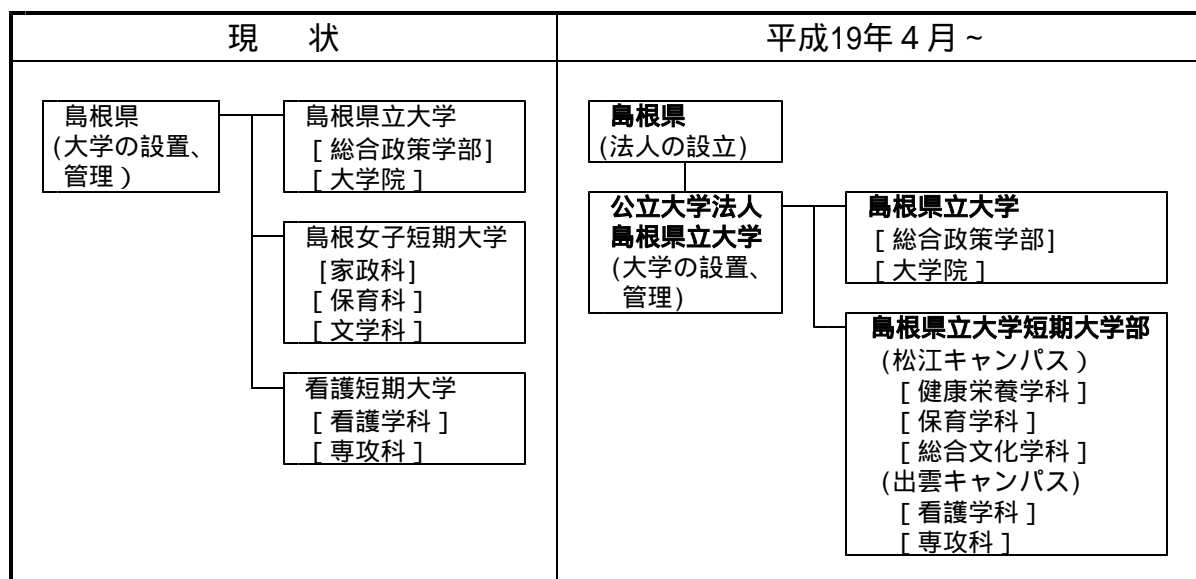
この公立大学法人は、豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

## 2 名称

この公立大学法人は、公立大学法人島根県立大学と称する。

## 3 大学の設置

法人は、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置し、運営する。



在学生が卒業するまでの間、島根女子短期大学及び看護短期大学についても、法人が併せて設置、運営する。

## 4 役員

法人に、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人以内を置く。

- ・ 理事長（島根県立大学長、島根県立大学短期大学部学長）
- ・ 副理事長（経営担当理事）
- ・ 島根県立大学担当 理事（同副学長）
- ・ 島根県立大学短期大学部（松江キャンパス）担当 理事（同副学長）
- ・ 島根県立大学短期大学部（出雲キャンパス）担当 理事（同副学長）

島根県大学改革基本計画（H17. 9月）

理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

法人の設立後最初の理事長は、法人の申出に基づくことを要しないで知事が任命する。

理事長は、島根県立大学及び島根県立大学短期大学の学長となる。

副理事長及び理事は、理事長が任命する。

監事は、知事が任命する。

役員の任期は次のとおり

- ・理事長：2年以上6年を超えない範囲内で、法人の規程で定める。ただし、法人の設立後最初の理事長の任期は、2年とする。
- ・副理事長及び理事：6年を超えない範囲内において理事長が定める。
- ・監事：2年とする。

## 5 理事長の選考

島根県立大学及び島根県立大学短期大学に各々「理事長選考会議」を設置し、理事長を選考する。

- ・委員の構成：経営委員会から選出された者3人及び教育研究評議会から選出された者3人、計6人で組織。（ただし、外部委員を必ず選出。）

両理事長選考会議の選考結果が一致しないときは、両理事長選考会議の代表者による「理事長選考代表者会議」を設置し、理事長を選考する。

- ・委員の構成：理事長選考会議から選出された者6人で組織、各理事長選考会議から選出される者の数は、それぞれ3人。（ただし、外部委員を必ず選出。）

法人は、知事に対して選考結果に基づき申し出を行う。

## 6 審議機関

法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に「経営委員会」を設置する。

- ・委員の構成：理事長、副理事長、理事、理事長が指名する職員、外部委員3人以上、計10人以内で組織。

大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学ごとに「教育研究評議会」を設置する。

- ・委員の構成：学長、副学長、学長が指名する大学の組織の長、学長が指名する職員、学長が必要と認める場合に任命する外部委員、計10人以内で組織。

## 7 資本金等

島根県は、島根県立大学、島根女子短期大学及び看護短期大学の「土地及び建物」を法人に出資し、その資産をもって法人の資本金とする。

## 8 解散に伴う残余財産の帰属

法人が解散した場合は、債務弁済後の残余財産は島根県に帰属する。